

Safety Drivers 情報

交通事故に直結するおそれあり!!

乗車積載方法違反!

日差しが強い夏は特に要注意!!

車両の運転者は、その車両の乗車(積載)のために設備された場所以外に、乗車(積載)させて運転してはいけません。

また、運転者の視野やハンドル、その他の操作を妨げるなど運転障害となるような方法で乗車(積載)をさせて運転してはいけません。(道交法第55条第2項)

点数：1点 反則金：大型車7千円、普通車6千円 罰金：5万円以下

例えば、どんな行為が違反になるの？

1 視野を妨げる行為

運転席・助手席窓ガラスにカーテンやサンシェード等を取り付けたまま走行すると、視野が妨げられ安全確認が不十分となり、思わぬ交通事故につながる危険があります。



カーテンを開める



サンシェード(日よけ)を取り付ける



補助取手にスーツなどをかける

2 ハンドル等の操作を妨げる行為

運転中、膝の上に子供やペット等を乗せながら走行すると、視野が妨げられ安全確認が不十分となる危険がある上、ハンドル等の運転操作が妨げられ、思わぬ交通事故につながる危険があります。また、事故の衝撃により、抱っこされている子供等が大怪我を負うおそれもあります。



子供を抱っこしながら運転



ペットを膝に乗せたまま運転

上記の行為は、十分な安全確認や、ハンドル操作ができず、大変危険です。子どもはチャイルドシート、ペットは専用のゲージに乗せ、安全運転に努めましょう!

交通事故死者の年代別 (7月25日現在)

年代	未就学児	小学生	中学生	高校生	~24歳	25~39歳	40代	50代	60~64歳	65歳以上	合計
死者数	-	-	-	-	2	-	1	2	2	12	19
構成率(%)	-	-	-	-	10.5	-	5.3	10.5	10.5	63.2	100

- 県警のホームページにも掲載しています。
- 毎月第二・第四水曜日(祝日、年末年始を除く)に新情報をメール配信しています。(申込方法は県警HP参照)
- 二次元コードからSD情報のHPに直接アクセスできます。→

